

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局		(27年度)																											
監査結果 (指摘事項)		改善措置																											
<p>【指摘2】 (管理規程やマニュアルの整備について)</p> <p>動物公園の運営に関する管理規程やマニュアルの有無等について質問した結果、主な管理業務に関する事項は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>摘要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>動物病院の管理</td> <td>動物病院の管理については、獣医師が行うこととされ、獣医療法に基づき、その構造、医薬品その他物品の管理について行っている。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>麻酔銃</td> <td>銃刀法に基づき、所持許可必要。 使用目的が人命救助や動物麻酔等に従事するものは、都道府県公安委員会に届出し、届出証明書の手元、使用している。 麻酔銃の保管についても、銃砲保管状況報告書として公安委員会に提出している。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>医薬品(劇薬) 塩酸エトルフィン、ケタミン(劇薬)</td> <td>薬事法に基づき施錠管理している。 各々金庫に管理している。 麻薬取扱いのため、使用者は麻薬取扱い者免許が必要で、2年毎の更新が必要(麻薬及び向精神薬取締法)。 使用量管理台帳あり(1年毎に県の薬務課に報告している。(麻薬及び向精神薬取締法))。 塩酸エトルフィンについては、金沢動物園が作成した取扱いマニュアルビデオを参考に使用する。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ガス(エチレンオキシドガス滅菌装置)</td> <td>特定化学物質障害予防規則に基づいて、滅菌装置を使用している。使用するたびに管理簿に記載する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>感染症廃棄物の取扱い</td> <td>取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。 感染症廃棄物廃棄処分は年1回、有資格者へ運搬及び処分業務を発注している。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>レントゲン廃液の取扱い</td> <td>取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。レントゲン廃液保管量を確認のうえ、随時運搬及び処分業務を発注している。 ただし、現在はレントゲンフィルムをデジタル化しているため、廃液は発生しない。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>飼料の発注</td> <td>規程・マニュアルはなし。 価格が随時変動する青果物については、月2回指名競争入札により発注している。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>燃料の発注</td> <td>規程・マニュアルはなし。 担当者が残量を確認し、使用予定量を随時発注している。 発注は仙台市が基本契約を締結している取扱事業者へ随時行い、支払いは、毎月末締めで会計課へ報告したものを会計課で一括支払いにより処理している。</td> </tr> </tbody> </table>		No.	摘要	備考	1	動物病院の管理	動物病院の管理については、獣医師が行うこととされ、獣医療法に基づき、その構造、医薬品その他物品の管理について行っている。	2	麻酔銃	銃刀法に基づき、所持許可必要。 使用目的が人命救助や動物麻酔等に従事するものは、都道府県公安委員会に届出し、届出証明書の手元、使用している。 麻酔銃の保管についても、銃砲保管状況報告書として公安委員会に提出している。	3	医薬品(劇薬) 塩酸エトルフィン、ケタミン(劇薬)	薬事法に基づき施錠管理している。 各々金庫に管理している。 麻薬取扱いのため、使用者は麻薬取扱い者免許が必要で、2年毎の更新が必要(麻薬及び向精神薬取締法)。 使用量管理台帳あり(1年毎に県の薬務課に報告している。(麻薬及び向精神薬取締法))。 塩酸エトルフィンについては、金沢動物園が作成した取扱いマニュアルビデオを参考に使用する。	4	ガス(エチレンオキシドガス滅菌装置)	特定化学物質障害予防規則に基づいて、滅菌装置を使用している。使用するたびに管理簿に記載する。	5	感染症廃棄物の取扱い	取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。 感染症廃棄物廃棄処分は年1回、有資格者へ運搬及び処分業務を発注している。	6	レントゲン廃液の取扱い	取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。レントゲン廃液保管量を確認のうえ、随時運搬及び処分業務を発注している。 ただし、現在はレントゲンフィルムをデジタル化しているため、廃液は発生しない。	7	飼料の発注	規程・マニュアルはなし。 価格が随時変動する青果物については、月2回指名競争入札により発注している。	8	燃料の発注	規程・マニュアルはなし。 担当者が残量を確認し、使用予定量を随時発注している。 発注は仙台市が基本契約を締結している取扱事業者へ随時行い、支払いは、毎月末締めで会計課へ報告したものを会計課で一括支払いにより処理している。	<p>日常業務の明確化を図り円滑な業務の引継を行うため、運営管理に係る下記のマニュアル等を作成し運用することとした。</p> <p>なお、レントゲンフィルムがデジタル化され、廃液が生じなくなったことから、現在レントゲン廃液の取扱いは行っていない。</p> <p>「動物病院管理マニュアル」 (運用日：平成28年9月1日)</p> <p>「麻酔銃管理マニュアル」 (運用日：平成28年9月1日)</p> <p>「毒劇薬・毒劇物・その他一般薬の取扱いマニュアル」 (運用日：平成28年6月1日)</p> <p>「麻薬取扱いマニュアル」 (運用日：平成29年1月1日)</p> <p>「エチレンオキシドガス滅菌装置使用マニュアル」 (運用日：平成28年10月1日)</p> <p>「感染性医療廃棄物（産業廃棄物）廃棄処分マニュアル」 (運用日：平成28年12月26日)</p> <p>「動物用飼料の発注マニュアル」 (運用日：平成29年3月1日)</p> <p>「燃料発注取扱運用要領」 「燃料発注取扱運用マニュアル」 (運用日：平成29年3月1日)</p>
No.	摘要	備考																											
1	動物病院の管理	動物病院の管理については、獣医師が行うこととされ、獣医療法に基づき、その構造、医薬品その他物品の管理について行っている。																											
2	麻酔銃	銃刀法に基づき、所持許可必要。 使用目的が人命救助や動物麻酔等に従事するものは、都道府県公安委員会に届出し、届出証明書の手元、使用している。 麻酔銃の保管についても、銃砲保管状況報告書として公安委員会に提出している。																											
3	医薬品(劇薬) 塩酸エトルフィン、ケタミン(劇薬)	薬事法に基づき施錠管理している。 各々金庫に管理している。 麻薬取扱いのため、使用者は麻薬取扱い者免許が必要で、2年毎の更新が必要(麻薬及び向精神薬取締法)。 使用量管理台帳あり(1年毎に県の薬務課に報告している。(麻薬及び向精神薬取締法))。 塩酸エトルフィンについては、金沢動物園が作成した取扱いマニュアルビデオを参考に使用する。																											
4	ガス(エチレンオキシドガス滅菌装置)	特定化学物質障害予防規則に基づいて、滅菌装置を使用している。使用するたびに管理簿に記載する。																											
5	感染症廃棄物の取扱い	取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。 感染症廃棄物廃棄処分は年1回、有資格者へ運搬及び処分業務を発注している。																											
6	レントゲン廃液の取扱い	取扱マニュアルは特に作成していないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄処分を行っている。レントゲン廃液保管量を確認のうえ、随時運搬及び処分業務を発注している。 ただし、現在はレントゲンフィルムをデジタル化しているため、廃液は発生しない。																											
7	飼料の発注	規程・マニュアルはなし。 価格が随時変動する青果物については、月2回指名競争入札により発注している。																											
8	燃料の発注	規程・マニュアルはなし。 担当者が残量を確認し、使用予定量を随時発注している。 発注は仙台市が基本契約を締結している取扱事業者へ随時行い、支払いは、毎月末締めで会計課へ報告したものを会計課で一括支払いにより処理している。																											
<p>以上のように、動物公園における業務管理については、担当者が該当する法律に基づいて行っている状況にある。また、法律で求められている管理台帳の記帳や、報告書の提出を行っているものの、管理規程やマニュアルは殆ど整備されていない。</p> <p>現状では、担当者が法律に基づいて管理して</p>																													

いる状況であるが、担当者が変わった場合の業務の引継や、日常業務を明確化する観点からも、業務に関する規程やマニュアルを整備し、運用していくことが必要である。